

マイナンバーの情報連携及び マイナポータルが開始されます



7月18日（火、予定）から、情報提供ネットワークシステムを利用した自治体間による情報連携と、ポータルサイト「マイナポータル」の試行運用が開始となります。これらの本格運用は今年の10月頃になる見込みで、それまでの期間は従来どおり添付書類の提出をしていただきます。

なお、10月の本格運用開始後は、児童手当の申請等、社会保障・税・災害対策分野における行政手続において、一部の添付書類が省略されます。

問い合わせ／社会保障・税番号制度導入プロジェクト（内線3415・3416）

「マイナポータル」

次の内容を確認できます。

- 情報ネットワークシステムで行った情報連携の記録
- 情報連携にて提供される所得等の自己情報

マイナンバー制度及びマイナポータルの詳細については、内閣府のホームページ（「マイナンバー 内閣府」で検索）をご覧ください。マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178、受付時間＝年末年始を除く9時30分～20時 ※土・日・祝日は17時30分まで）にお問い合わせください。

いつでも、どこでも、かんたんに、コンビニ交付

10月1日（日、予定）から、住民票の写し等の証明書をコンビニで取得できるサービスを開始します。マイナンバーカード（個人番号カード）を使って、マルチコピー機（多機能端末機）が設置してある全国のコンビニエンスストア等で、住民票の写し等の証明書を取得できるものです。

問い合わせ／市民課住民担当（内線2432）

メリット

- 仕事の通勤途中など市外でも利用できます
- 証明書が急に必要になった場合でも利用できます
- お近くのコンビニで受け取れるため、市役所へ行く必要はありません

取得できる証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得・課税証明書、非課税証明書

利用店舗・時間

店舗／セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、セーブオン等
時間／6時30分～23時 ※年末年始（12月29日～1月3日）及びシステム休止日を除く

サービスを利用するには？

利用者証明用電子証明書が記録されたマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカードの交付を受けていない方は、次のいずれかの方法で、早めに申請しましょう ※申請から交付まで1ヶ月程度かかります

- ①すでに送付されている通知カードと一体となっている「個人番号カード交付申請書」を同封の返信用封筒で郵送
- ②「マイナンバーカード総合サイト」で、パソコン・スマートフォンから申請

※利用者証明用電子証明書はマイナンバーカードに標準記録されています。ただし、マイナンバーカード申請時や交付時に不要とした方は、利用者証明用電子証明書の申請が必要です。詳細はお問い合わせください

住民票の写し等の交付に係る「本人通知制度」に登録しましょう

鴻巣市において住民登録や本籍がある方が事前に登録することにより、その方に係る住民票の写し（本籍の記載がある場合）や戸籍の謄抄本等を本人の代理人及び第三者に交付した場合にその交付した事実について登録者本人にお知らせをする制度です。万一、不正な取得である疑いがあれば、交付申請書の開示請求等により早期に事実関係を究明するきっかけとなります。

申込み・問い合わせ／市民課住民担当（内線2433・2434）、吹上支所市民グループ（☎548-1212）、川里支所地域グループ（☎569-1111）

